

警戒競技の部

注意事項

- 1 競技会出場する犬は、実施日前1年以内に狂犬病予防接種を受けていなくてはならない。
- 2 競技会場で犬に対し虐待行為(スパイク首輪、電気首輪などの矯正器具の装着、ショックをかける等)は、行ってはいけない。行った場合、審査員の判断で失格となる。
- 3 審査員は作業終了後、首輪の確認ができる。強制首輪の使用が発覚した場合は、失格とし、その後の大会も該当犬は出場できない場合がある。
- 4 競技会場内では、競技中以外は犬に紐を装着する。
- 5 指導手は、競技中に犬の御褒美となるものを所持してはならない。発覚した場合、失格となる。
- 6 指導手の服装は、訓練に適したものを選ぶ(訓練ベストは可、腰に巻き付けるポケットやポシエットは不可)。
- 7 指導手は、競技中に手袋を装着してはいけない。審査員が許可した場合は除く。
- 8 発情犬の競技開始時間及び競技場所は、主催者の指示に従い、会場内の他犬に配慮する。
- 9 競技会場内で人や他犬に対して攻撃的な出場犬は、審査員の判断により、失格となる。
- 10 競技会場内での練習の可否は、主催者の指示に従い、練習を行う場合は、来場者並びに他の指導手及び競技中の犬に十分に配慮する。
- 11 審査結果に対し異議申立ては認めない。

犬への命令

- 1 各規定に示す声符の言葉は、例なので変更してもよい。
 - 2 声符とは、指導手が体を動かさず声のみで犬に命令することである。
 - 3 視符とは、指導手が手の動き(左右どちらか、又は両手)を用いて犬に命令することである。
 - 4 視符を使用する場合、声符と同時に行う。ただし、前進及びパトロールは先に方向を示してもよい。
 - 5 各声符は、1つの単語とする。
- 例 「コイ」…○ 「(犬の名前) +コイ」…×
「マテ」…○ 「ハイ マテ」…×
「トベ」…○ 「ヨシ トベ」…×
「タッテ」あるいは「マテ」…○ 「タッテマテ」…× など
- 6 指導手が犬に命令をするときに誘導、体符(体を捻る、かがむ、足を踏み出す、及び大げさな動作)は、程度により減点の対象となる。
 - 7 指導手が犬に3回の命令(既定の命令+2回の追加の命令)をしても実行しない場合、未実行とする。
 - 8 指導手が犬に追加の命令をする場合、審査員の指示はなく、指導手の判断で行う(襲撃の中止は除く。)
 - 9 指導手は、審査員から犬に命令を出す指示を与えられたならば、必要以上の間を取らずに犬に命令をする。
 - 10 指導手が審査員から犬に命令を出す指示を与えられてからは、声視符以外であっても、声を出さず、及び体を動かすことは犬への命令としてカウントされる。
例、審査員の指示→指導手が犬の名前を呼んでから命令する(2回の命令となる。)
 - 11 指導手は、犬に命令をするときは、必要以上の大きな声の使用や犬に対し威圧的な態度をせずに行う。

実施要領

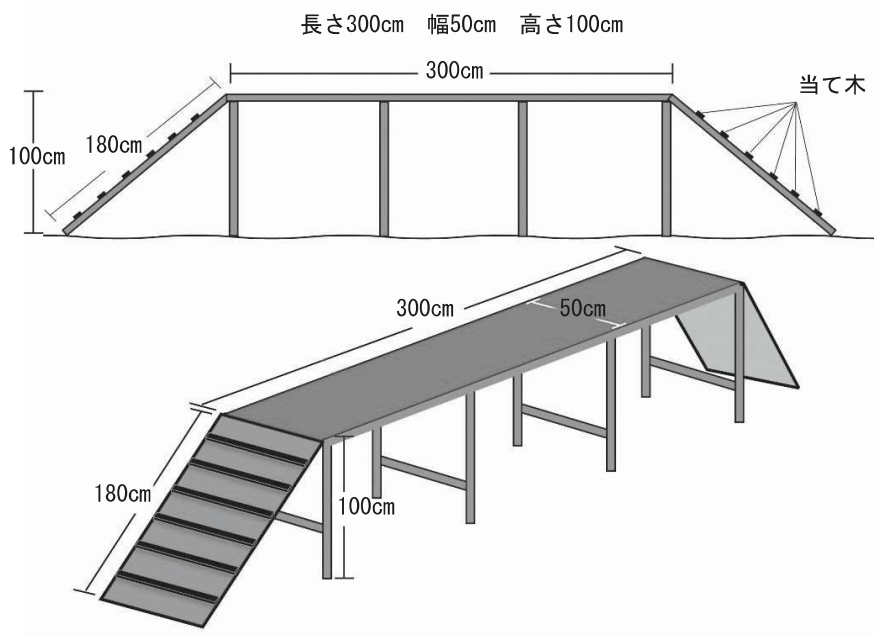
- 1 指導手は、指定の位置で犬に脚測停座させ、服従作業は作業開始前、警戒作業は作業終了後に審査員にゼッケン番号、犬名及び指導手名を申告する。作業終了後は指定の位置で犬に脚測停座させ、終了の申告をする。
- 2 個体識別は、原則として服従作業は作業開始前、警戒作業は作業終了後に行う。
- 3 各科目の開始、終了は、審査員が指示をする。
- 4 各科目は、脚側停座で始まり、脚側停座で終了する。
- 5 脚側停座及び犬との対面時において、指導手は足を広げず、腕は自然に下げ、体に触れていること。

- 6 紐を指導手の肩に掛ける場合、左肩から右腰に向け、斜め掛け又はたすき掛けとする。
- 7 作業中に指導手は、犬の首輪に手を掛けてはいけない（許可されている科目を除く。）。
- 8 指導手が実施科目を忘れた場合、科目開始前に審査員に確認することができる。この場合、減点にはならない。
- 9 指導手が実施要領を間違えた場合、やり直することはできない。
- 10 指導手が科目実施順を間違えた場合（科目を飛ばす。）、その科目は0点となり、次科目から続行する。
- 11 各科目の終了を審査員が指示したら、指導手は犬を褒めてもよいが、過度な褒め方や、次の科目の開始を遅らせるような褒め方はしてはいけない。
- 12 科目終了時の脚側停座の位置が正しくなかった場合、審査員の科目終了の指示後に次の科目に備え脚側停座をやり直してもよい。
- 13 科目間で移動があるときは、脚側行進でなくてもよいが、指導手は犬を掌握していなければならない。
- 14 脚側行進の反転は、以下3パターンとする。
 - (1) 指導手、犬が共に右回り。
 - (2) 指導手、犬が共に左回り。
 - (3) 指導手は左回り、犬は右回り。※ 以上の3パターンは、行う都度変えてもよい。
- 15 招呼、持来のときは、対面停座とする（以下2パターンとする。）。
 - (1) 対面停座から審査員の指示により、指導手の後を回り脚側停座
 - (2) 対面停座から審査員の指示により、指導手の左側から脚側停座※ 以上の2パターンは、科目ごとに変えることはできない。
- 16 犬を待たせて対面するとき、指導手は左右どちらで反転してもよい。
※ 科目ごとに変えてもよい。
- 17 規定内で停座(脚側停座を含む。)及び伏臥と表記している場合、犬が腰を崩すと減点となる。
- 18 持来科目で使用する木製ダンベルは、主催者が用意する。
- 19 持来科目において指導手が投げたダンベル位置が適切でない場合、指導手は審査員に投げ直しを求め、審査員が許可すれば投げ直すことができる。指導手がダンベルを回収する際は犬を出発点に待たせる。この間に犬がダンベルを持来あるいは障害、板壁を飛越（登攀）した場合、減点となる。
- 20 指導手がダンベルを投げることができない場合、審査員の許可により助手がダンベルを投げてもよい。
- 21 障害の高さ1mとする。
- 22 障害飛越及び板壁登攀を伴う持来科目において、犬に飛越（登攀）を命じた際、犬がそれを行わず障害（板壁）の手前で止まれば、追加の命令で飛越（登攀）させれば得点はできる。指導手が犬を手元に戻した場合は、1回までやり直しを認めるが、科目得点の5割を差し引いた持ち点で審査する。
- 23 障害飛越及び板壁登攀を伴う持来科目において、犬が障害飛越又は板壁登攀せずに犬の体の一部が障害又は板壁を越えたら未飛越（未登攀）とする。
- 24 ピistol発砲により犬が怖がり科目続行ができないと審査員が判断した場合、作業中止となるが、そこまでの得点は与えられる。
- 25 休止科目の命令は、「フセ」、「マテ」、「スワレ」で行う。犬は腰を崩さなくてもよい。休止開始時に腰を崩していない場合、休止実行中に崩してもよいが、落ち着きがなく何度も崩し直す場合、程度により減点となる。
- 26 休止科目において、ピistol発砲により犬が怖がり逃走した場合、科目中止（得点0）となるが、他の科目は行うことができる。
- 27 パトロール科目において犬が全ての遮蔽物を順番通りに探索せずに不審者がいる遮蔽物に到達した場合、パトロール科目は減点となるが、以降の作業は続行する。
- 28 禁足咆哮科目において犬が遮蔽物に潜む不審者を発見できない場合、指導手は犬に不審者の元へ行くように1回までの命令をしてもよいが、禁足咆哮ができない場合、科目中止となる。
- 29 禁足咆哮科目において遮蔽物に潜む不審者を発見したが、禁足咆哮を開始せず不審者を見放した場合、指導手は、犬に不審者の元へ行くように1回までの命令をしてもよいが、禁足咆哮ができない場合、科目中止となる。

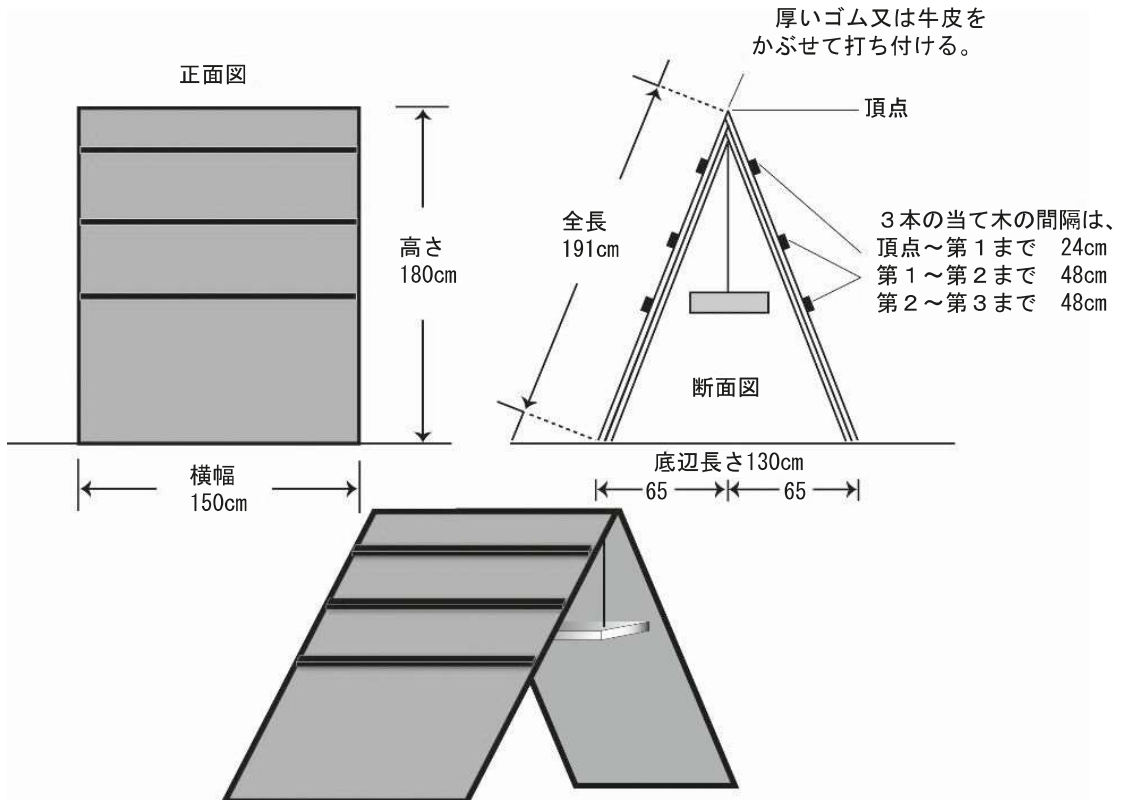
- 30 禁足咆哮科目において遮蔽物に潜む不審者を発見したが、吠えずに不審者の前で正しく禁足（監視）している場合は、咆哮の得点（4点）を減点し、作業を継続する。
- 31 禁足咆哮科目において遮蔽物に潜む不審者の片袖を犬が噛んだが自主的に放した場合、以降の作業は続行される。
- 32 禁足咆哮科目において遮蔽物に潜む不審者の片袖を犬が噛んで自主的に放さない場合、審査員の指示により指導手は、常歩で犬の後方約2mの地点に行き、放させる命令を1回まで与えることができる。犬が片袖を放せば作業は続行するが、放さない場合は科目中止となる。
- 33 襲撃科目において咬捕中止後の監視中の犬の姿勢は指定がなく、咆哮しても黙っていてもよい。
- 34 襲撃科目において犬が咬捕中に指導手が中止の命令をしたが、放さない場合、審査員の指示で指導手は、犬に2度目の中止の命令をする。2度目の中止の命令でも放さない場合、審査員の指示で指導手は3度目の中止の命令をする。3度目の命令で放した場合は作業を続行できるが、放さない場合は作業中止となる。そこまでの得点は与えられる。
- 35 襲撃科目において犬が犯人の咬捕ができないと審査員が判断した場合は作業中止となる。そこまでの得点は与えられる。
- 36 犬が犯人、不審者の片袖以外を咬んだ場合、作業中止となる。該当作業（該当科目）の得点は与えない。
- 37 犬が犯人、不審者以外の審査員、要員などを咬んだ場合、作業中止となる。該当作業（該当科目）の得点は与えない。
- 38 作業中に吠えてもよい科目以外で犬が声を出した場合、程度により減点となる。
- 39 作業中に小便または大便をした場合は、各1回当たり－5点とする。
- 40 指導手が犬を掌握できないと審査員が判断した場合、作業開始及び続行を中止することができる（行った科目の得点は与えられる。）。
- 41 犬が体調不良、精神的不安などにより作業ができないと審査員が判断した場合、作業開始及び続行を中止することができる（行った科目の得点は与えられる。）。
- 42 犬が科目実行不可能と審査員が判断した場合、その科目は中止し次の科目に進む（途中までの得点と以降の得点は与えられる。）。
- 43 競技が外的要因により続行不可能な場合は、審査員の判断で中断する。再開する場合、どこから再開するかは審査員の判断で決定する。

用具

1. ブリッジ

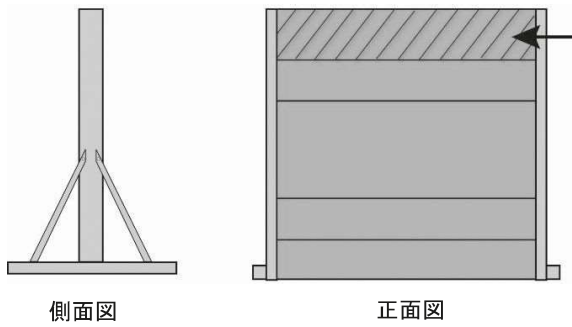


2. 板壁



3. 障害

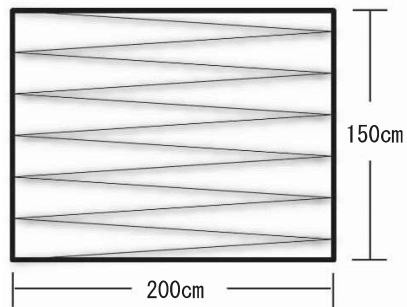
10cm単位で高さを変更可能とする。



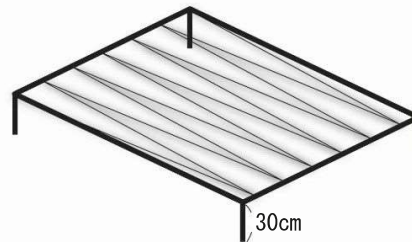
斜線の板は犬が飛び越す際に脚を引っ掛けても飛び越せるように回転している。
高さは70cmと100cmのものがある。
幅は100cm~120cm

4. 幅跳び

金属パイプ製



縦150cm 幅200cm 高さ30cm
上に白色のビニール紐を張る。

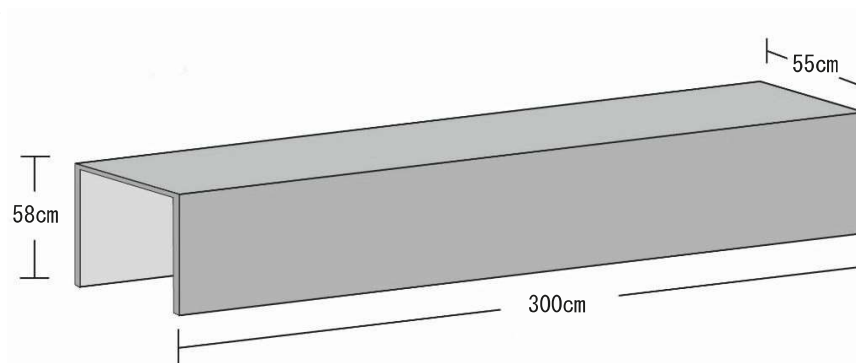


5. トンネル

合板製、コの字形状を地面に伏せて設置する。

半分の長さのものを連結して使用可能

寸法は内寸



作業開始前に指定の場所で脚側停座させ、紐を外し（紐は指導手の肩に掛ける。）、審査員にゼッケン番号、犬名、指導手名を申告する。

審査員が科目別に複数の場合、それぞれの審査員に申告する。

科目 1 休止

声符 「フセ」、「マテ」、「スワレ」

休止の時間は、前犬が科目 4 の常歩行進中の停座及び招呼の開始時から科目 10 の前進及び伏臥が終了までとする。

所定の地点で脚側停座させ、審査員の指示により犬に休止を命じ、審査員の指示により犬に待てを命じ指導手は常歩で振り返ることなく指定された物陰へ隠れる。休止中、審査員が犬の周囲を歩く誘惑と 1 回のピストル発砲を行う。審査員の指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を回り犬の右側に立ち、審査員の指示により脚側停座させる。審査員の指示により犬に紐を付けて終了する。続けて科目 2 の開始地点へ移動し作業を開始する。

科目 2 紐無脚側行進①

声符 「アトへ」、「アトへ」

④点で脚側停座させ、審査員の指示により常歩で進み、⑥点から速歩で③点で右折、④点で右に向きを変えた地点で停止し、指示無し脚側停座させる。

科目 3 紐無脚側行進②

声符 「アトへ」、「アトへ」、「アトへ」

④点から審査員の指示により緩歩で進み、⑥点から速歩で①点で指示無し脚側停座させる。審査員の指示により速歩で進み、⑧点で左折、①点で左に向きを変えた地点で停止し、指示無し脚側停座させる。

科目 4 常歩行進中の停座及び招呼

声符 「アトへ」、「スワレ」、「コイ」、「アトへ」

①点から審査員の指示により常歩脚側行進で進み、①点で指導手は歩度を変えることなく犬に停座を命じ、振り返ることなく①点まで進み犬と対面する。審査員の指示により犬を招呼する。犬が対面停座したら、審査員の指示により脚側停座させる。

科目 5 速歩行進中の立止から遠隔指導による停座、伏臥、立止及び招呼

声符 「アトへ」、「タッテ」、「スワレ+視符」、「フセ+視符」、「タッテ+視符」、「コイ」、「アトへ」

遠隔指導のみ声符と同時に視符を使用することができる。

①点から審査員の指示により速歩脚側行進で進み、⑩点で指導手は歩度を変えることなく犬に立止を命じ、振り返ることなく⑩点まで進み犬と対面する。審査員の指示により遠隔指導で停座、審査員の指示により伏臥、審査員の指示により立止を命じ、審査員の指示により犬を招呼する。犬が対面停座したら、審査員の指示により脚側停座させる。

科目 6 高所立止及び招呼

声符 「アトへ」、「ノボレ」、「タッテ」、「コイ」、「アトへ」

①点で脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側行進でブリッジの直前まで進み、声符により犬のみを渡らせ、犬はブリッジ上、指導手は常歩でブリッジの右側を共に進み、ブリッジの中央で歩度を変えることなく犬に立止を命じたら、指導手は速歩で振り返ることなく⑩点まで進み犬と対面する。審査員の指示により犬を招呼する。犬が対面停座したら、審査員の指示により脚側停座させる。

科目 7 幅跳び飛越及びトンネル内ほふく前進

声符 「アトへ」、「トベ」、「クグレ」、「タッテ」、「アトへ」

⑩点から審査員の指示により左に向きを変え、速歩脚側行進で進み、⑩点で右折し、③点で指示無し脚側停座させる。審査員の指示により指導手はその場から動かずに犬に幅跳びを飛越させ、続けてトンネルをくぐらせる。犬がトンネルを出たら立止させ、審査員の指示により指導手は速歩で幅跳び、トンネルの右側を通り、立止している犬の右側に行き、審査員の指示なく速歩脚側行進で⑩点で進行方向を向いて指示無し脚側停座させる。

科目 8 高さ 1 m の障害飛越を伴う 650 g のダンベル持来

声符 「トベ」、「モッテコイ」、「アトへ」

科目開始前に犬にダンベルを咥えさせてはいけない。障害から任意の位置に指導手はダンベルを持って脚側停座させる。指導手は本科目終了までその場から移動してはならない。審査員の指示によりダンベルを障害の反対側へ投げる。ダンベルを投げるとき指導手は 1 歩踏み出してもよいが、速やかに元の姿勢に戻さなければならぬ。審査員の指示により犬に障害を飛越させ、犬が飛越中に持来を命じ、犬はダンベルを咥え上げ再び障害を飛越し、対面停座する。審査員の指示により犬からダンベルを両手で受け取り胸のところで保持をする

審査員の指示により脚側停座させたらダンベルを右手で持ち「気を付け」の姿勢をとる。

科目9 高さ1.8mの板壁登攀を伴う650gのダンベル持来

声符 「トベ」、「モッテコイ」、「アトへ」

科目開始前に犬にダンベルを咥えさせてはいけない。板壁から任意の位置に指導手はダンベルを持って脚側停座させる。指導手は本科目終了までその場から移動してはならない。審査員の指示によりダンベルを板壁の反対側へ投げる。ダンベルを投げるとき指導手は1歩踏み出してもよいが、速やかに元の姿勢に戻さなければならない。審査員の指示により犬に板壁を登攀させ、犬が登攀中に持来を命じ、犬はダンベルを咥え上げ再び板壁を登攀し、対面停座する。審査員の指示により犬からダンベルを両手で受け取り胸のところで保持をする。審査員の指示により脚側停座させたらダンベルを右手で持ち「気を付け」の姿勢をとる。

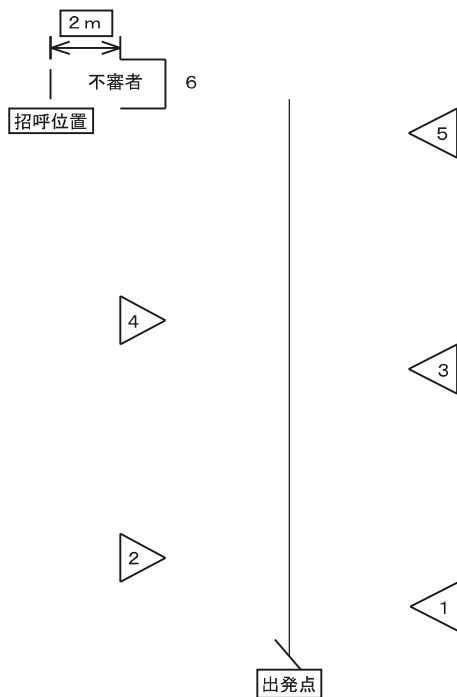
科目10 前進及び伏臥

声符 「マエへ+視符」、「フセ+視符」、「スワレ」

④点で脚側停座させ、審査員の指示により犬に前進を命じる。視符は犬が前進している間に出したままでよい。犬が前方のマークされた①点まで前進をしたら審査員の指示なく伏臥をさせる。指導手が伏臥の命令をした直後に、伏臥の成功、不成功に関係なく1回のピストルの発砲を行う。審査員の指示により指導手は速歩で犬の左側から後方を回り犬の右側に立ち、審査員の指示により脚側停座させる。審査員の指示により審査員の元へ行き、犬に紐を付けて終了する。前進はコース図に示す方向でない場合がある。

B 警戒作業1 (6箇所のパトロール)

配置図



科目1 パトロール

声符 「マエへ+視符」、[「コイ」、「マエへ+視符」]×5回

テント状の遮蔽物を左右同間隔で左側3箇所、右側3箇所の計6箇所設置する（一部材質、形状の異なるものを使用することがある。）。第6の遮蔽物に片袖を付けた不審者が起立、静止して潜んでいる。第1の遮蔽物を出発点から見て左右どちらにするかは審査員が決定する。出発点で紐を外し（紐は指導手の肩に掛ける。）、第1の遮蔽物に向き脚側停座させ、審査員の指示により第1の遮蔽物に発進させる。犬が第1の遮蔽物を探索したら呼び戻し、犬を止めることなく第2の遮蔽物に向かわせる。第6の遮蔽物まで同様に行う。この間指導手は左右の遮蔽物の中央線上を犬より前に出ることなく前進し、犬が第6の遮蔽物に到達したら中央線上で第6の遮蔽物に向いて止まる。

科目2 禁足咆哮

声視符 ----

犬は第6の遮蔽物に到達し不審者を発見したら指導手の声視符なしに直ちに禁足咆哮を開始する。

犬が吠えずに不審者の前で正しく禁足(監視)をしている場合は、咆哮の得点(4点)を減点し作業を継続する。犬が第6の遮蔽物に到達したら約5秒後、審査員の指示により指導手は常歩で犬の後方約2mの地点で一旦停止する。

科目3 身体検査及び監視

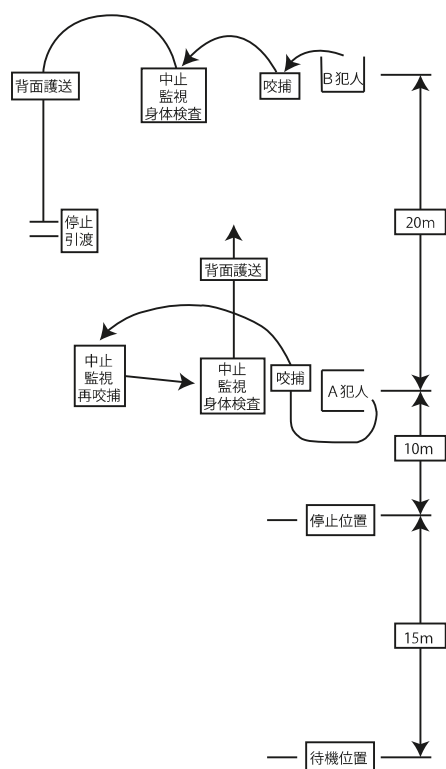
声視符 「コイ」、「アトへ」、「スワレ」、「フセ」、『外へ出て』、「マテ」、『戻って』、「スワレ」

犬の後方約2mの地点で一旦停止したら、審査員の指示なく犬を招呼し脚側停座させる。続いて、犬を伏臥させ、不審者に遮蔽物の外に出るように命じる。不審者が遮蔽物の外に出たら、指導手は犬に待て(監視)を命じ不審者の背後から身体検査の後、遮蔽物の内部を点検する。犬は身体検査中不審者を監視していなければならない。不審者に元の位置に戻るよう命じたら、犬の元へ戻り脚側停座させる。審査員の指示により犬に紐を付け終了する。

作業終了後に指定の場所で紐付きで脚側停座させ、審査員にゼッケン番号、犬名、指導手名を申告する。

C 警戒作業2 (A、B犯人襲撃及び護送)

配置図



科目1 A犯人襲撃

声視符 『犯人出てこい』、「オソエ」、「ヤメ」

A犯人が潜む遮蔽物から約25m離れた待機位置で紐を外し(紐は指導手の肩に掛ける。)、脚側停座させ、指導手は片膝をついた姿勢で犬は吠えずに静かに待機する(首輪に手を掛けても良い。)。審査員の指示により指導手はA犯人に対し「犯人出て来い」等と命ずる。A犯人は遮蔽物から出ると駆け足で逃走しようとする。審査員の指示により犬に襲撃を命じたら、指導手はA犯人に向かって急行し、停止位置まで進む。A犯人は犬が約10m近くまで来た時、犬に向かってムチを振り上げ威嚇的態度を示す。犬は躊躇することなく咬捕する。A犯人は犬が咬捕したらムチを振りながら抵抗し、5~10歩移動する(ムチは振るだけで打撃はしない。)。A犯人が静止したら、審査員の指示なく犬に中止を命じる。犬は咬捕中止後約5秒間A犯人を監視する。

科目2 A犯人再襲撃

声視符 「ヤメ」、「スワレ」

約5秒の監視後、A犯人はムチを振り上げ再攻撃を仕掛ける。犬は指導手の命令なしに直ちに咬捕する。A犯人は犬が咬捕したらムチを振りながら抵抗し、5～10歩移動する（ムチは振るだけで打撃はしない。）。A犯人が静止したら、審査員の指示無く犬に中止を命じる。犬は咬捕中止後A犯人を監視する。審査員の指示により指導手は常歩で犬の右側に行き停座を命じる。

科目3 A犯人護送

声視符 『犯人下がれ』、「フセ」、「コイ」、「スワレ」、「犯人前へ」、「アトへ」

犬に停座を命じたら、A犯人に約3m前方に後ろ向きに立つように命じ、犬を伏臥させ、A犯人の背後に行きムチを取り上げ身体検査を行う。犬は身体検査中A犯人を監視していなければならない。身体検査が終わったら指導手はA犯人の右側に立ち犬を呼び寄せ、A犯人と指導手の間に脚側停座させる。審査員の指示により、指導手はA犯人に前へ歩くように命じ、A犯人の右腕を掴み側面護送を約15歩行う。

科目4 B犯人襲撃

声視符 「オソエ」、「ヤメ」、「スワレ」

A犯人の側面護送を約15歩行うと、約15m前方の遮蔽物からB犯人が、護送中のA犯人を逃がすため「離せ」等と叫び、威嚇射撃（ピストルは物陰から別の要員が撃つ。）をしながらムチを振り上げ、犬と指導手に向かって攻撃的な態度で突進する。指導手は直ちに犬に襲撃を命じその場で停止する。B犯人は犬が咬捕したらムチを振りながら抵抗し、5～10歩移動する（ムチは振るだけで打撃はしない。）。B犯人が静止したら、審査員の指示無く犬に中止を命じる。犬は咬捕中止後B犯人を監視する。審査員の指示により指導手はA犯人を連れて常歩で犬の右側に行き停座を命じる。

科目5 A、B犯人護送

声視符 『犯人下がれ』、「フセ」、「スワレ」、「犯人前へ」、「アトへ」、「犯人止まれ」、「スワレ」、「犯人引き渡します」、「コイ」、「スワレ」

犬に停座を命じたら、B犯人に約3m前方に後ろ向きに立つように命じ、犬を伏臥させ、A犯人をB犯人の右側に後ろ向きに並べ、B犯人の背後に行きムチを取り上げ身体検査を行う。犬は身体検査中A、B両犯人を監視していなければならない。身体検査が終わったら指導手は犬の右側に立ち脚側停座させる。審査員の指示により、指導手はA、B両犯人に前へ歩くように命じ、約3m後方から約30歩の背面護送をする。背面護送中犬はA、B両犯人を監視していなくてはならない。指定の場所まで進んだら、審査員の指示により、指導手はA、B両犯人に止まるよう命じ、脚側停座させる。指導手はA、B両犯人の背後に行き審査員に引き渡し、犬をその地点に呼び寄せ脚側停座させ、審査員にムチを渡す。審査員の指示により犬に紐を付け終了する。

作業終了後に指定の場所で紐付きで脚側停座させ、審査員にゼッケン番号、犬名、指導手名を申告する。